険給付関係情報であって省令で定めるもの

護関係情報又は中国残等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十八の項中「年金給付関係情報」の下に「又は特別障害給付金関係情報」を加え、同表の六十六の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十八の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十九の項の次に次のように加える。

六十九の二　市町村長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの
	市町村長	

別表第二の八十七の項中「年金給付関係情報又は」を「年金給付関係情報、」に、「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報」を「の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の九十四の項中「生活保護関係情報」の下に「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を加え、同表の九十七の項中「地方税関係情報」を「児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報」を加え、「又は児童扶養手当関係情報」の下に「又は住民票関係情報又は児童手当関係情報」に、

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の百十四の項中

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の百十五の項の次に次のように加える。

百十五の二　市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
		新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの

第五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「年金給付関係情報」という。）又は」を「年金給付関係情報」という。）、」に改め、「特別障害給付金関係情報」という。）の下に「又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）」を加え、同表の二の項から四の項までの規定中「又は特別障害給付金関係情報」を「、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改め、同表の五の項及び三十三の項中「特別障害給付金関係情報」の下に「又は年金生活者支援給付金関係情報」を加え、同表の三十九の項及び五十八の項中「又は特別障害給付金関係情報」を「、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改め、同表の百六の項中

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の百十四の項中

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の百十四の項中「特別障害給付金関係情報」の下に「又は年金生活者支援給付金関係情報」を加える。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第六条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項中「つど」を「都度」に、「はりつけ」を「貼り付け」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続